

*申請の前には事前相談が必要です。

「母子家庭自立支援教育訓練給付金支給事業」

母子家庭の母が、就労のために資格をとるなど指定された教育訓練講座を受講する場合に、受講料などを助成し、母子家庭の自立の促進を図ります。

対象者

- ・市内に住所を有する人
- ・児童扶養手当を受けているか、同様の所得水準にある人
- ・雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のない人
- ・教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる人
- ・過去に自立支援給付金を受給していない人

対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など
支給額 教育訓練経費の20%相当額（100,000円を上限とし、4,000円を超えない場合は支給はしなわない）
 *申請の前には事前相談が必要です。

問 子育て支援課児童家庭係

☎0479(80)8366

『特別児童扶養手当』
『特別障害者等手当』

今月は所得状況届・現況届の提出日です。

現在、各手当を受けている人は、**8月11日(火)～9月10日(木)まで**に届けを提出してください。(届出書は直接送付します)

現況届の提出がない場合は、8月分以降の手当が受けられません。また、2年以上届出がないと、時効により支払いを受ける権利がなくなる場合がありますのでご注意ください。

○特別児童扶養手当とは、

家庭で介護されている障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母または養育者に対して支給する手当です。

支給月額 1級 50,750円
2級 33,800円 ※所得制限あり

○特別障害者等手当とは、

【特別障害者手当】

著しく重度の障害が重複するなどの状態にあるため日常生活において常に特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の人（障害者本人）に支給する手当です。

支給月額 26,440円 ※所得制限あり

【障害児福祉手当】

著しく重度の障害の状態にあるため日常生活において常に特別な介護を必要とする20歳以下の在宅の人（障害者本人）に支給する手当です。

支給月額 14,380円 ※所得制限あり

【在宅重度知的障害者およびねたきり身体障害者福祉手当】

療育手帳の程度がA以上で20歳以上の在宅の人またはその介護者、自宅において6カ月以上寝たきり状態の身体障害者で20歳以上65歳未満の人またはその介護者に支給する手当です。

支給月額 8,650円

※特別障害者手当との併給はできません
※所得制限なし

問 社会福祉課障がい福祉係

☎0479(80)8364

長寿をお祝いして
記念品を贈呈

敬老の日にあたり、節目の年齢に達した人（表参照）や結婚50周年を迎えるご夫婦に、長寿をお祝いして祝金や祝いの品をお届けします。

なお、結婚50周年を迎えるご夫婦のお祝いについては、申請が必要となります。該当される人は8月24日(月)までに申請してください。
 （本籍地が山武市にない人は戸籍謄本の添付をお願いします）

対象者	祝金・祝品	お届けの方法	申請の要否
満99歳 (明治42年9月2日 ～明治43年9月1日生)	祝金 50,000円	9月から 各戸配布	不要
満88歳 (大正9年9月2日 ～大正10年9月1日生)	買物券 10,000円	9月から発送	不要
満77歳 (昭和6年9月2日 ～昭和7年9月1日生)	買物券 5,000円	9月から発送	不要
結婚50周年 (昭和33年9月2日から 昭和34年9月1日に 結婚した人)	祝金 5,000円	9月から 各戸配布	要

※平成21年9月1日現在で3カ月以上市内にお住まいの人が対象となります。

※いずれのお祝いも受取りの際に印鑑が必要です。

問 高齢者福祉課高齢者福祉

☎0479(80)8390